

船橋市火災調査規程実施要綱

第1条 趣旨

この要綱は、船橋市火災調査規程（平成21年船橋市消防局訓令第3号。以下「規程」という。）第67条に基づき、規程の施行及び事務処理に関して必要な事項を定める。

第2条 署調査員の指定及び責務（規程第2条、第9条関係）

規程第2条第9号及び規程第9条の消防署長（以下「署長」という。）が署調査員として指定する所属職員とは、管轄する指揮隊（以下「消防係」という。）に配属された職員及び本署の消防部隊に配属された職員のうち、消防士長以上の階級にある者の中から1人を指定する。

- 2 署調査員は、調査業務を適正に推進するため、他の職員に対し積極的に指導又は助言を行わなければならない。
- 3 署調査員のうち消防係は、一連の火災調査業務に関し総括責任を有し、火災の規模、管轄調査班の担当状況等を踏まえ調整を図るものとする。
- 4 前項以外の署調査員は、配属部隊での活動を基本とし、調査員育成の観点から消防係の行う調査業務に加わるものとする。

第3条 調査責任（規程第8条関係）

調査の責任区分は、次のとおりとする。

- (1) 運行中の車両の火災は、主として消火活動を行った場所を管轄する署長が調査責任を有する。
- (2) 複数の管轄区域にまたがる延焼火災は、出火箇所又は火元を管轄する署長が主として調査責任を有し、相互協力のもと1件の火災として処理するものとする。
- (3) 隣接市からの延焼火災は、最初に延焼した消防対象物を管轄する署長が調査責任を有し、当該対象物を火元とし、管轄区域内で発生した火災に準じて調査を行うものとする。

第4条 調査班の編成等（規程第10条関係）

規程第10条第3項の調査班は、要綱第18条に基づく局調査員が主体となる調査においては、調査広報係及び予防課長が指定した予防課職員をもって編成し、署調査員が主体となる調査においては、消防係及び現場最高指揮者が指定した消防部隊並びに必要なに応じたその他の職員をもって編成する。

- 2 編成された調査班には調査班長を置き、調査を実施するものとする。
- 3 調査班長は、調査広報係長又は消防係長とし、不在の場合は調査班内の上席者がその任にあたるものとする。
- 4 調査班長は、調査活動の指揮をとるとともに、調査員の任務分担を明確にして円滑な調査業務の実施に努めなければならない。

第5条 立入証票（規程第21条関係）

立入証票は、船橋市消防立入検査証規則（平成15年船橋市規則第128号）による。

第6条 質問調書等の録取要領（規程第22条関係）

質問を行うにあたっては、被質問者の任意の供述を得るようにするとともに、個人のプライバシーに関する事項を質問する場合は、第三者が不在の場所で行うものとする。

- 2 外国人に対する質問は、規程第13条に定める通訳人等を活用し、正確な情報を得るものとする。

第7条 少年等の立会人（規程第23条関係）

少年等に対して質問する場合は、親権者を立会人とする。但し、親権者が不在の場合は親権者以外の親族、教諭、雇主等を立会人とする。

第8条 火災件数の取扱い（規程第27条関係）

火災件数の取扱いに関する詳細は、次のとおりとする。

(1) 1件の火災として取扱うもの

- ① 1つの消防対象物で、1箇所から出火した火災
- ② 1つの消防対象物で、出火点が2箇所以上ある火災で次によるもの
 - ア 地震、落雷等の自然現象による多発火災
 - イ 漏電点が同一の漏電による火災
 - ウ 同一人又は意思、連絡のある2人以上の者による連続放火又は火遊びによる火災
- ③ 隣接市からの延焼火災

- 2 飛火による火災及び同一の消防対象物で、火災現場から消防隊が引き揚げた後に発生した火災は、別件の火災とする。

第9条 建物火災における建物の取扱い基準（規程第29条関係）

建物としての最低基準は、原則として床面積が1.5平方メートル以上のもので、通常人が容易に出入りできる高さ（概ね1.8メートル以上）を有するものとする。但し、

構造上建物として取り扱うことが不適当なものは、この限りでない。

第10条 焼損床面積等の取扱い（規程第31条関係）

焼損床面積は、建物の焼損が立体的に及んだ場合、建物としての機能が失われた部分の水平投影面積で算定する。

2 焼損表面積は、建物の焼損が立体的に及ばなかった場合、建物としての機能が失われた部分の面積で算定する。

第11条 事後聞知火災の取扱い（規程第32条関係）

火災鎮火後の内容で覚知した火災（以下「事後聞知火災」という。）の調査は、次のとおりとする。

(1) 事後聞知における火災の認定は、調査員が火災現場（焼損又は爆発による損害物件）を現認することを原則とする。

(2) 事後聞知火災の出火時間及び鎮火時間は、焼損物件及び関係者の供述等を総合的に判断し決定するものとする。ただし、出火時間及び鎮火時間の決定が困難な場合は、出火月を推定し、出火日時を不明とすることができる。

第12条 世帯の算定（規程第33条関係）

世帯の算定は、住居及び生計を共にしている人の集まり又は独立して住居を維持する単身者を1世帯とし、次に掲げるものについて当該各号に定めるところによる。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校、同法第82条の2に定める専修学校又は同法第83条第1項に定める各種学校に在学している者で、通学のための寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している棟ごとに1つの世帯とする。

(2) 病院又は診療所に引き続き3ヶ月以上入院し、又は入所している者は、その棟ごとに1つの世帯とする。

(3) 老人ホーム、肢体不自由者厚生施設等の入所者は、施設ごとに1つの世帯とする。

(4) 自衛隊の営舎に居住する者は、隊ごとに1つの世帯とする。

2 前各号に掲げるほか、世帯数の算定方法については、国勢調査関係法令及びこれらの法令の規定に基づく細則等の例によるものとする。

第13条 り災世帯及びり災人員の計上（規程第33条関係）

り災世帯は、人の現住する建物（付属建物を除く。）又はその収容物がり災したときに計上する。

なお、共同住宅については、居住のために占有する部分又はその収容物が災したときとする。

2 り災人員は、原則として災世帯の構成人員を計上する。

なお、寄宿舍、下宿等については、被害を受けた部屋の居住人員を計上し、共有部分で受けた火災損害については、実際に被害を受けた人員のみ計上する。但し、雇い主の世帯と居住を共にする単身の住み込み雇われ人（生計の有無は問わない。）は、人数に関係なく雇い主の世帯に含み計上する。

第14条 損害額の算定基準（規程第34条関係）

損害額は、再建築費又は取得価格等を基本とし、減価償却を行って時価額を評価し算出する。

第15条 火災による死傷者（規程第35条関係）

火災現場において火災に直接起因するとは、客観的相当因果関係において死亡又は負傷した原因を遡ると火災現象に起因したものをいい、病気が起因したものは除かれる。

2 火災による死傷者とは、火炎、高熱、煙、その他の有毒ガス等が人体に影響を及ぼして死亡若しくは負傷した者をいう。

3 震災に伴う火災で、火災現場における死者のうち死因が判明しないものについては火災による死者とする。

第16条 出火原因の分類（規程第36条関係）

出火原因の分類は、発火源、経過、着火物及び出火箇所とし、その意義は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 発火源とは、出火に直接関係し、又はそれ自体から出火したものをいう。

(2) 経過とは、出火に関係した現象、状態又は行為をいう。

(3) 着火物とは、発火源によって最初に着火したものをいう。

(4) 出火箇所とは、火災の発生した箇所若しくは火災の発生したと推定される箇所をいう。

第17条 現場の保存（規程第38条関係）

現場の保存にあつては、次の各号に留意し行うものとする。

(1) 残火処理等に伴い、物件の移動又は破壊する場合は必要最小限に止め、必要に応じて写真撮影による記録等の配慮をしなければならない。

(2) 現場保存区域は、ロープ等によりその範囲を明確にする。

第18条 調査業務の主体（規程第39条、第44条関係）

調査業務の執行は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

(1) 局調査員が主体となる調査

- ① 消防法第35条の3の2（消防庁長官の火災の原因の調査）に該当する火災
- ② 消防組織法40条（消防庁長官に対する消防統計等の報告）に基づき、火災等即報基準に該当する火災のうち、次に掲げるもの。
 - ア 死者3人以上、又は死者及び負傷者の合計が10人以上発生した火災
 - イ 建物火災
 - (ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災
 - (イ) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
 - ウ 船舶火災
 - エ 航空機火災
 - オ 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発

(2) 署調査員が主体となる調査

前号に掲げる以外の火災で規程第29条に該当する火災のうち、次に掲げるもの。

- ① 建物火災
- ② 車両火災
- ③ 林野火災
- ④ その他の火災

(3) 局調査員は、前号の署調査員が主体となる調査のうち、現場最高指揮者からの出動要請があった場合又は局長若しくは予防課長が必要と判断した場合は現場へ出動し、調査活動を積極的に協力するものとする。ただし、他事案の調査活動又は鑑識業務実施等の場合を除く。

(4) 前第1号及び第2号の区分に基づく調査の実施は、円滑な調査業務の執行を図るため、局調査員及び署調査員の相互協力を原則として行うものとする。

第19条 出火原因の認定（規程第42条関係）

出火原因の認定は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 判定

- ① 調査資料を総合することにより、全く疑う余地がなく、極めて具体的且つ科学的にその原因が決定され、何らの推定も必要としないもの。

② 調査資料を総合することのみでは、具体的且つ科学的にその原因を決定することはできないが、推理を加えることにより疑う余地を残さないもの。

(2) 推定

調査資料の証明力のみによっては、その原因を直接決定できないが、当該資料を基礎とし専門的立場から推理を加えることにより、合理的にその原因を推測できるもの。

(3) 不明

調査資料の証明力が極めて少なく、これに推理を加えても合理的にその原因を推測することができないもの。

第20条 関係者への通知（規程第43条関係）

関係者に対する調査終了の通知には、調査の結果、客観的に判明した事実の説明を含むものとする。

第21条 り災証明（規程第46条関係）

り災証明願

り災証明願の申請者については、り災物件の所有者、管理者、占有者、担保権者、保険受取人、その他適当と認められる者とする。

2 り災証明書の発行

り災証明書の証明内容については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建物の焼損及び水損等による被害について証明するものとする。
- (2) 建物の収容物、その他の物件については確認される範囲で証明するものとする。

第22条 調査書類の保管（規程第51条関係）

調査書類の保管については、局調査員が作成した調査書類は主管課で保管し、署調査員が作成した調査書類は管轄本署にて保管するものとし、保管年数を50年とする。

第23条 調査書類（規程第52条関係）

火災調査における一連の書類（以下「調査書類」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火災出動時における見分調書（第1号様式）
- (2) 実況見分調書（第2号様式）
- (3) 凶面（第3号様式・その1）
- (4) 凶面（第3号様式・その2）

- (5) 現場写真書（第4号様式・その1）
- (6) 現場写真書（第4号様式・その2）
- (7) 質問調書（第5号様式）
- (8) 火災原因判定書（第6号様式）
- (9) 火災損害算定書（第7号様式）
- (10) 建物り災届出書（第8号様式）
- (11) 建物収容物り災届出書（第9号様式）
- (12) 車両・船舶・航空機り災届出書（第10号様式）
- (13) 林野・その他の物件り災届出書（第11号様式）
- (14) 死者発生状況調査書（第12号様式）
- (15) 火災調査事項照会書（第13号様式）
- (16) 資料提出承諾書（第14号様式）
- (17) 削除
- (18) 削除
- (19) 資料保管書（第16号様式）
- (20) 資料保管台帳（第17号様式）
- (21) 保管票（第18号様式）
- (22) 鑑識・鑑定等依頼書（第19号様式・その1）
- (23) 鑑識・鑑定等依頼書（第19号様式・その2）
- (24) 火災調査報告書目録（第20号様式）
- (25) 火災調査書（第21号様式）
- (26) 火災調査報告書（第22号様式）
- (27) 火災調査簡易報告書（第23号様式）
- (28) り災証明願（第24号様式）
- (29) り災証明書（第25号様式）
- (30) 鑑識・鑑定等結果書（第26号様式）
- (31) 鑑識・鑑定等写真書（第27号様式・その1）
- (32) 鑑識・鑑定等写真書（第27号様式・その2）

第24条 調査書類の作成基準及び作成期限（規程第52条関係）

調査書類は、次表の基準により作成するものとする。

区分	作成基準	必須作成書類	必要に応じて
1号処	1 焼損床面積の合計が30平方メートル以上の建物火災 2 死者（30日死者、放火自殺者を除く）発生した火災 3 規程第53条に該当する火災 4 船舶火災 5 航空機火災	1 実況見分調書 2 現場写真書 3 質問調書 4 火災原因判定書 5 火災損害算定書 6 火災調査報告書目録 7 火災調査書又は火災調査報告書	1 火災出動時における見分調書 2 現場写真書 3 図面 4 質問調書 5 死者発生状況調査書 6 鑑識・鑑定等結果書 7 鑑識・鑑定等写真書 8 火災損害算定書 9 火災調査報告書目録
2号処	1号処理及び3号処理以外の火災	1 実況見分調書 2 現場写真書 3 質問調書 4 火災原因判定書 5 火災損害算定書 6 火災調査報告書目録 7 火災調査書又は火災調査報告書	
3号処	焼損規模が軽微な火災	1 火災調査書又は火災調査報告書 2 火災調査簡易報告書	

2 調査書類の作成期限は、次に掲げるとおりとする。ただし、鑑識・実験等の調査又は鑑定に伴う外部委託、その他特別な事由による場合はこの限りでない。

- (1) 1号処理 火災を覚知した日から起算して90日以内
- (2) 2号処理 火災を覚知した日から起算して60日以内
- (3) 3号処理 火災を覚知した日から起算して30日以内

第25条 火災等の報告（規程第53条関係）

局長は、火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号 以下「取扱要領」という。）に基づく火災報告（第1号様式）を、指定された期日までに関係機関に報告しなければならない。

2 前項の取扱要領に基づく火災詳報（第2号様式）の報告を消防庁長官より求められた場合は、指定された期日までに報告しなければならない。

3 局長は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号以下「即報要領」という。）の即報基準に該当する火災が発生した場合は、速やかに即報要領（第1号、第2号様式）を関係機関に報告しなければならない。

第26条 照会対応の原則（規程第58条関係）

照会対応については、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）及び個人情報情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、主管課と十分に協議した上で回答するものとする。

第27条 震災に伴う火災の指定要領（規程第63条関係）

被災地域において発生した火災については、発災から概ね10日間を調査期間とし、震災に伴う火災として取り扱う。

第28条 震災時の火災調査活動（規程第64条関係）

震災時の火災調査活動については、次に掲げる事項に重点を置き行うものとする。

- (1) 地震発生直後から消火・救助活動が概ね終息した時点までは、主に情報収集及び火災状況の記録を行う。
- (2) 前項の終息時点以降から概ねり災証明書が発行される時点までは、り災証明書発行のための損害状況の調査に重点を置き行うものとする。
- (3) 前号に引き続いて火災による損害状況、出火原因及び延焼拡大状況等について詳細な調査を行い、震災に伴う火災の記録を将来の行政施策に反映させるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日船消予第1364号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月20日船消予第701号）

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月2日船消予第1661号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日船消予第2700号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日船消予第1413号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

火災番号

火災出動時における見分調書

表記の火災について、本職は
次のとおり見分した。

として出動し、

年 月 日

所 属
階級・氏名

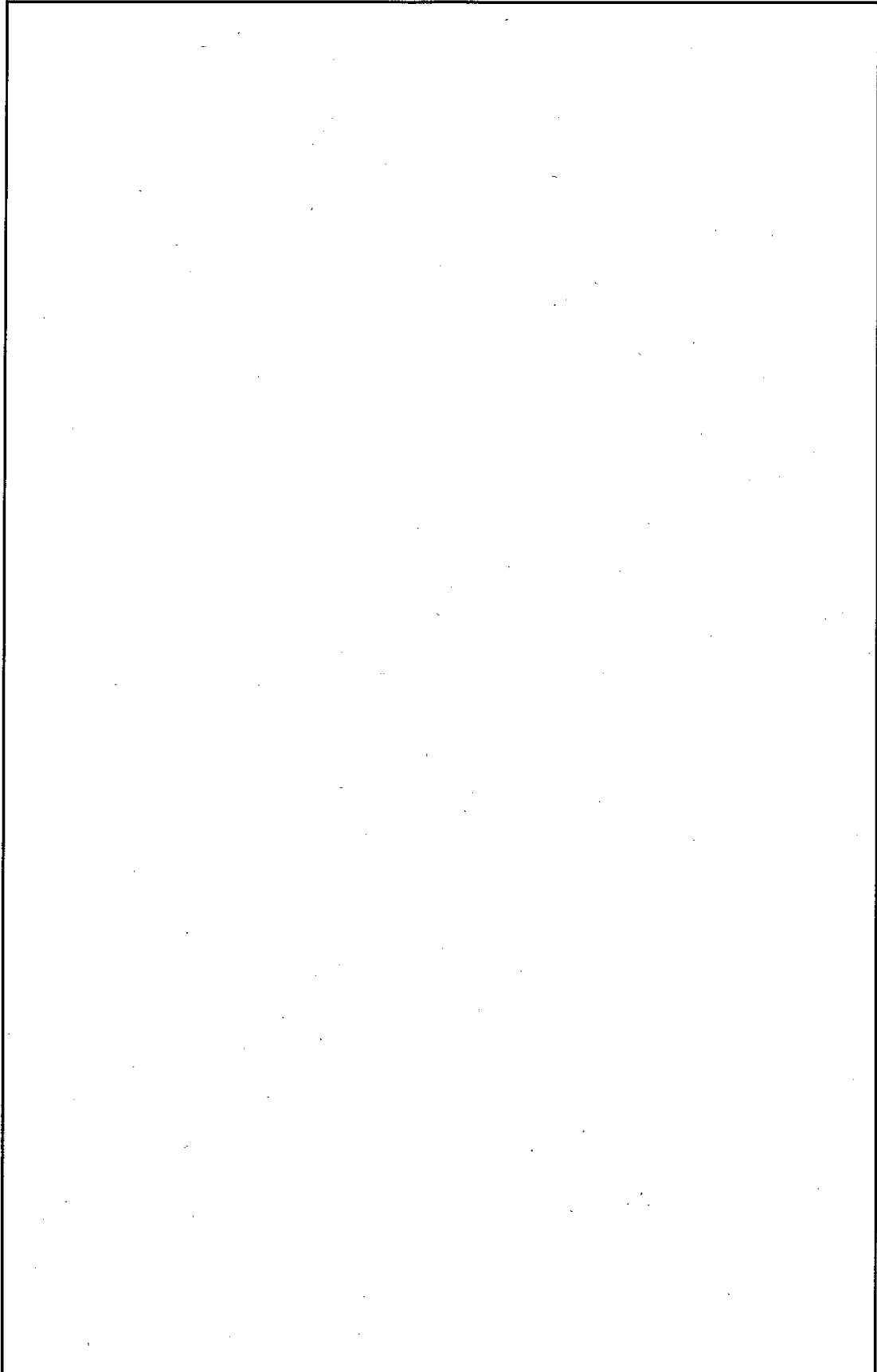
㊟

出火日時	年 月 日 時 分ごろ
出火場所	船橋市
図面作成者	階級 氏名 図添付
写真撮影者	階級 氏名 枚貼付

記載内容

記載内容	
------	--

続紙 No.



実況見分調書 (第 回)

表記の火災について、関係者の承諾を得て次のとおり見分した。

年 月 日

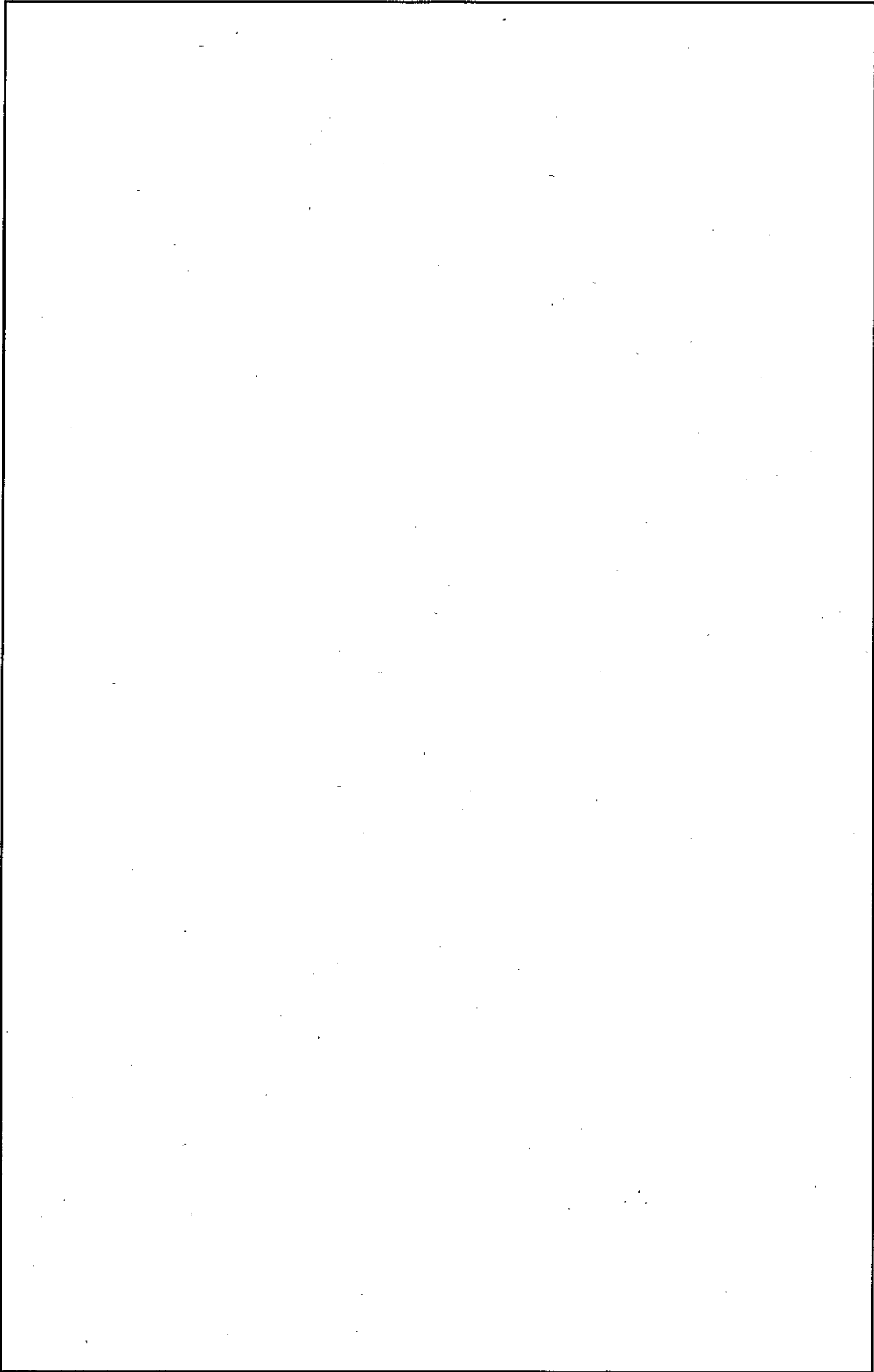
所 属

階級・氏名

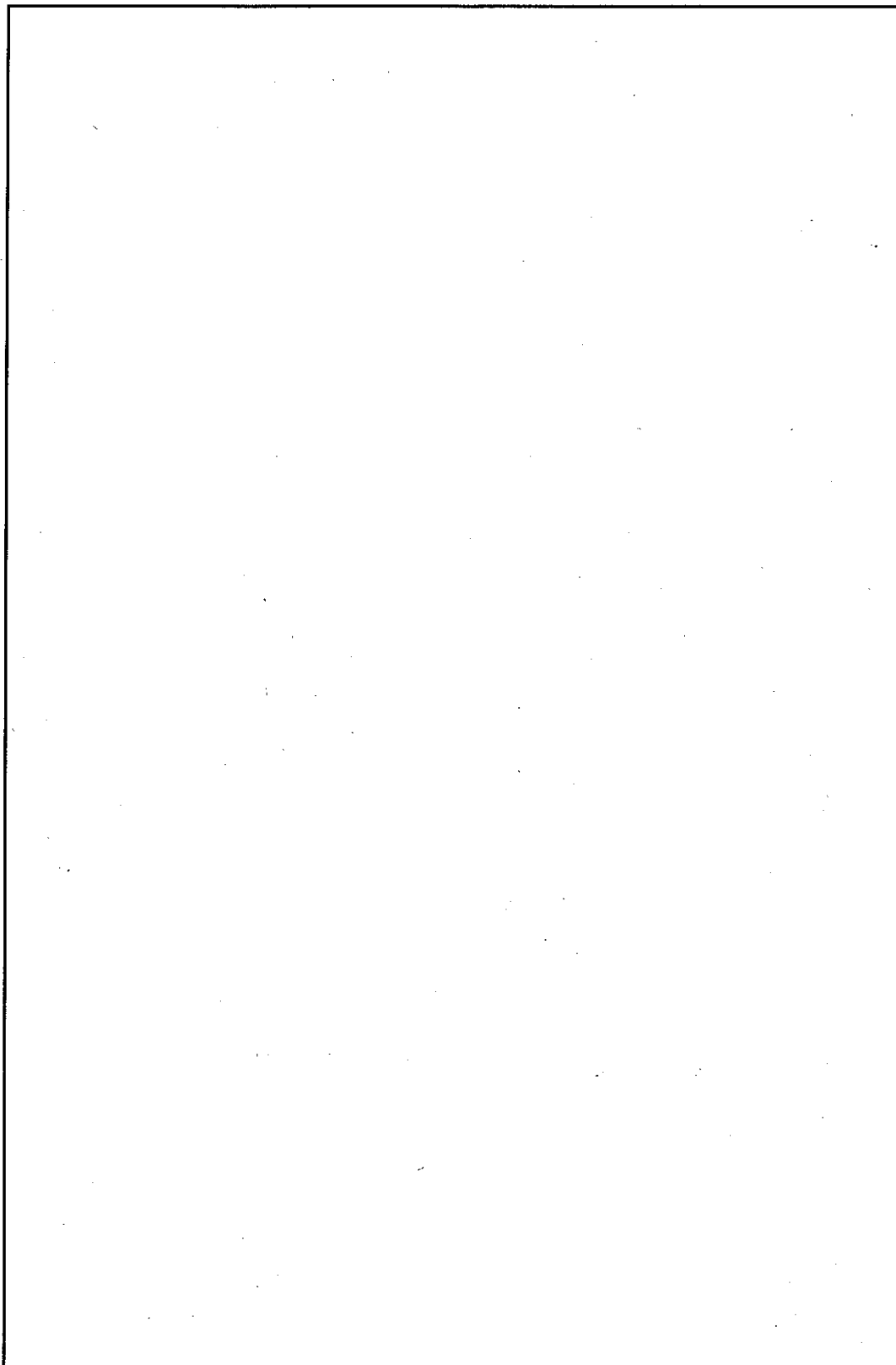
⑩

見分日時	年 月 日	時 分	開始	年 月 日	時 分	終了
見分場所	船橋市					
立会人	職業	氏名	(歳)			
図面作成者	階級	氏名	図添付			
写真撮影者	階級	氏名	枚貼付			

続 紙 No.



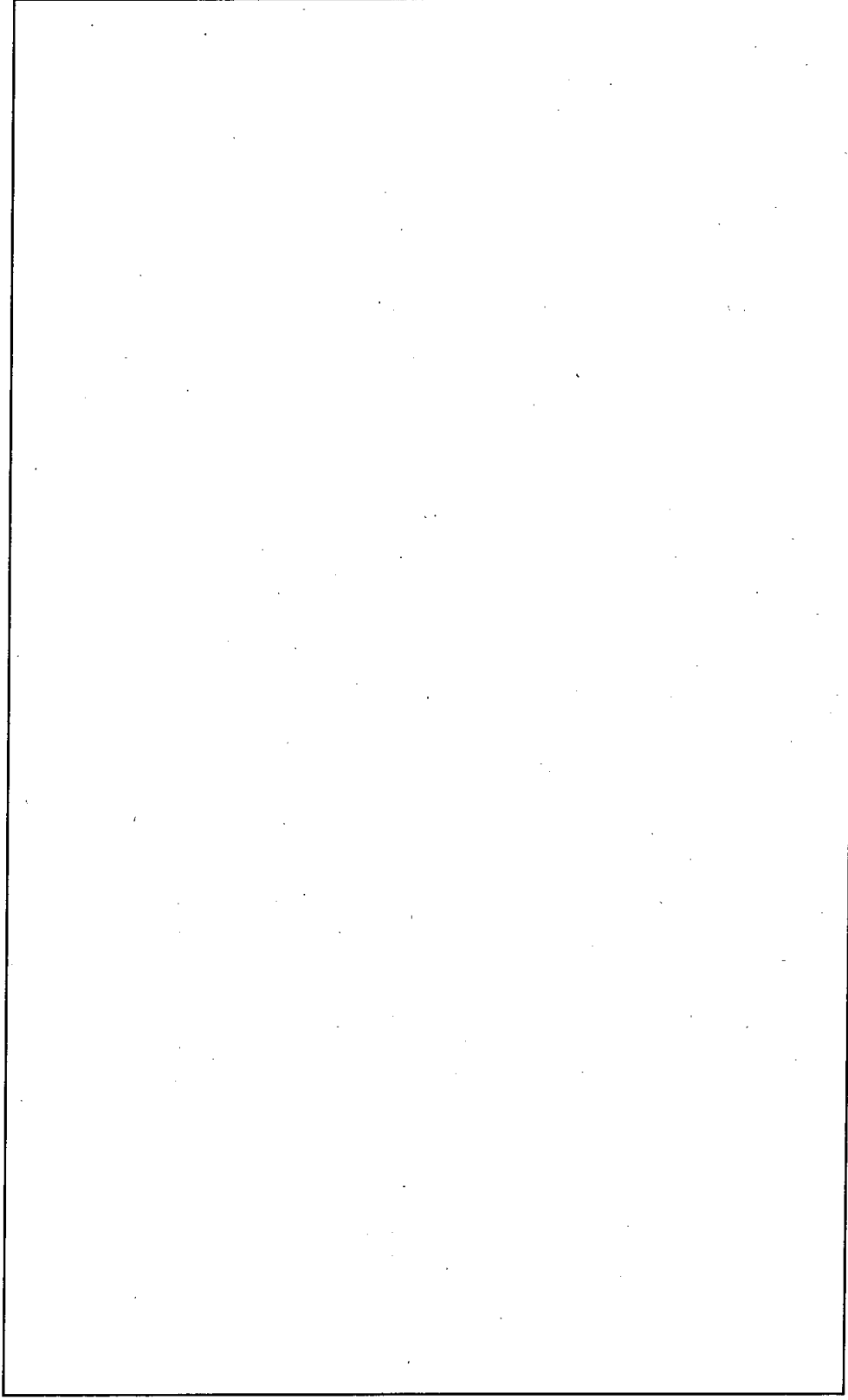
第3号様式(その1) 第 図 (図)



第3号様式（その2）

第 図（

図）



第4号様式 (その1)

火災番号

現場写真書

年 月 日

撮影者 所 属
階級・氏名

印

出火日時 年 月 日 時 分ごろ

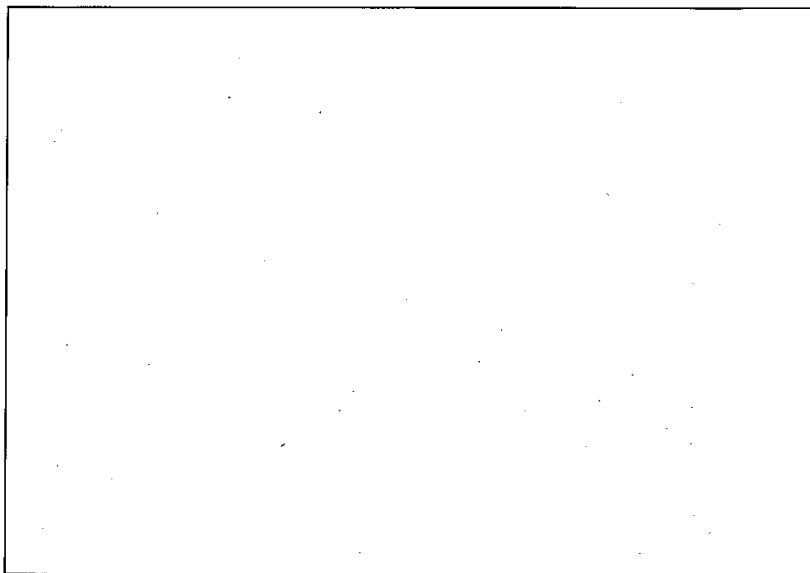
出火場所 船橋市

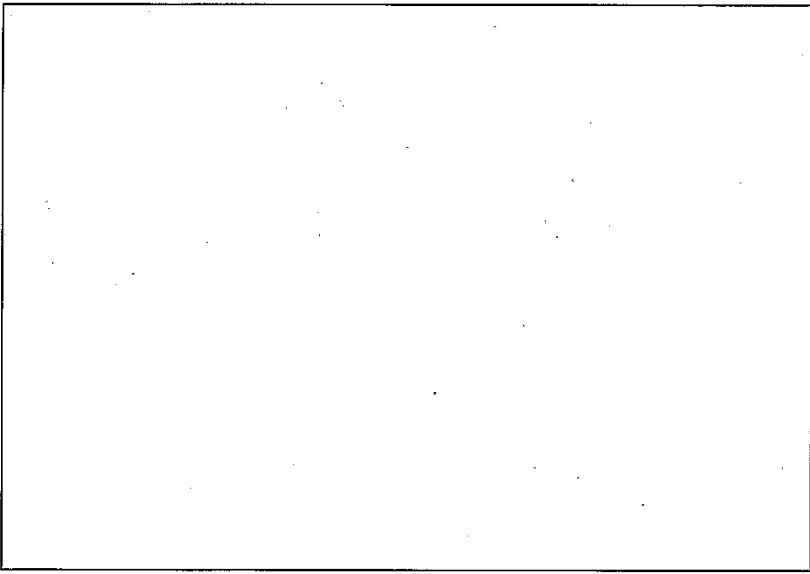
名 称

氏 名 職業 氏名 (歳)

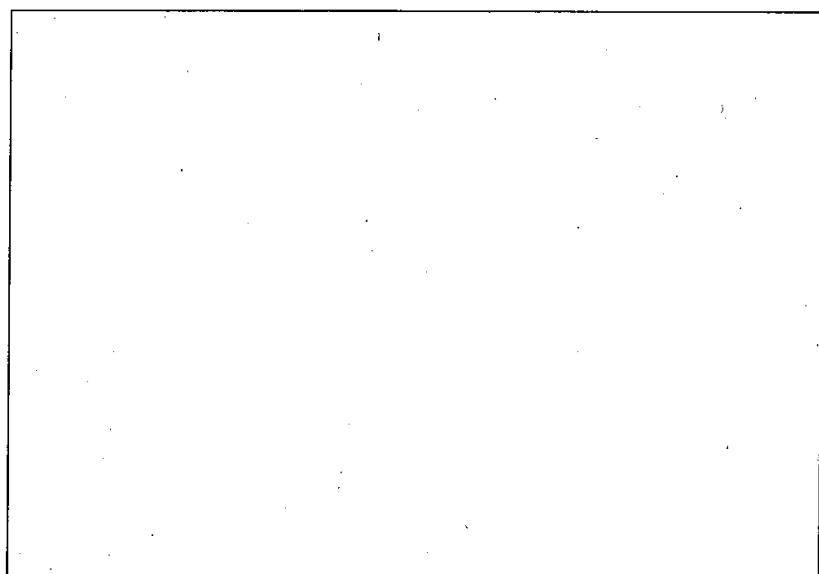
写真No. ~No. を第4号様式 (その2) に貼付する。

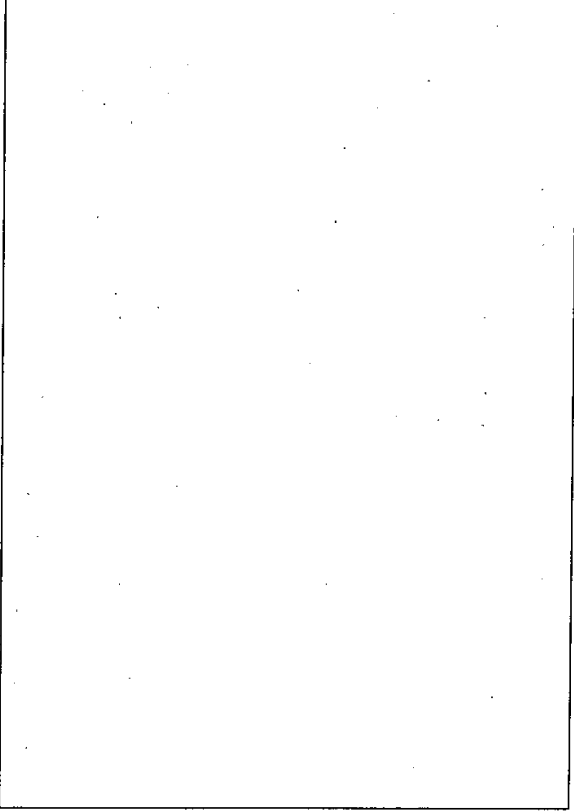
第4号様式(その2)

撮影日	年 月 日	No.
		

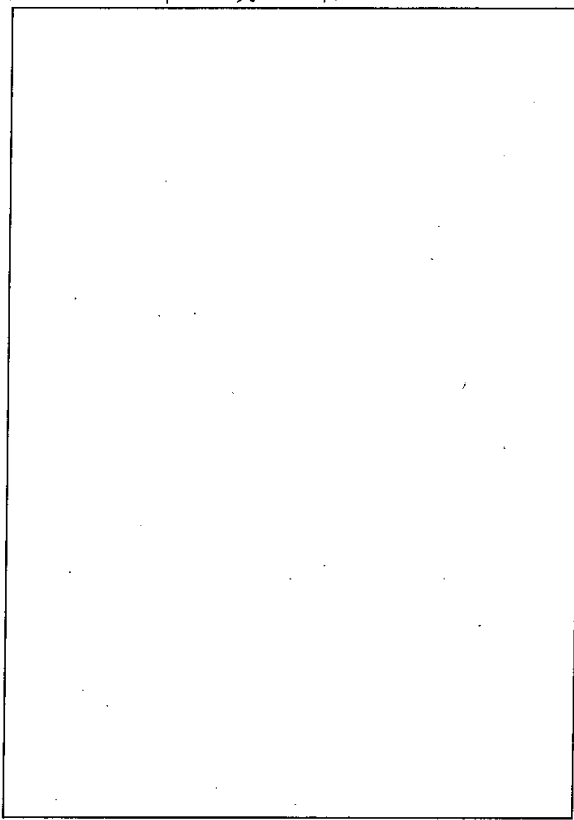
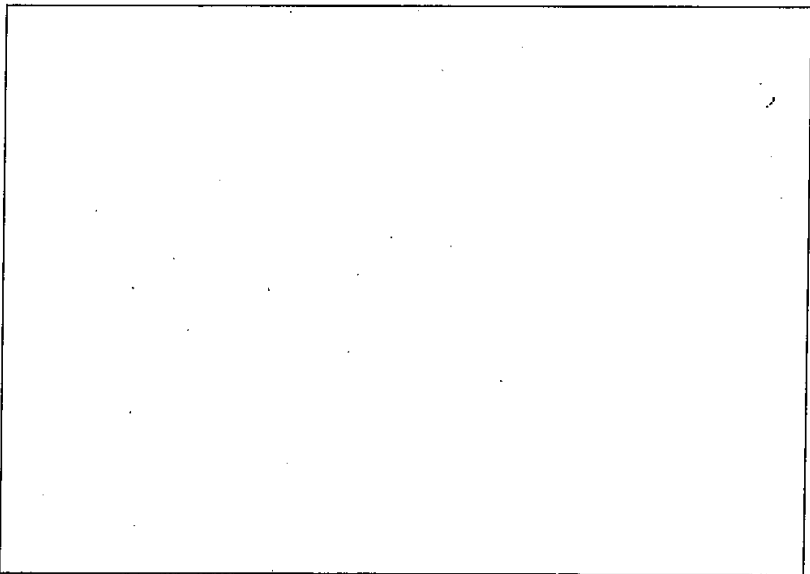
撮影日	年 月 日	No.
		

第4号様式 (その2)

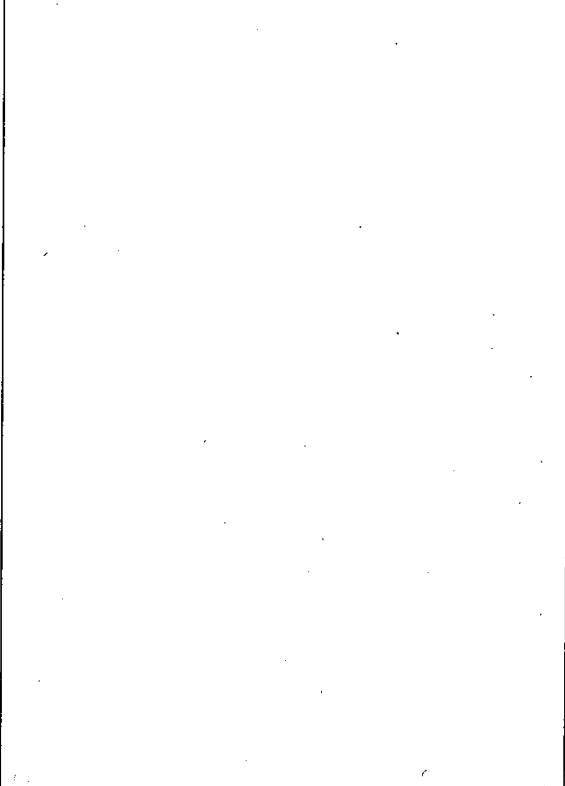
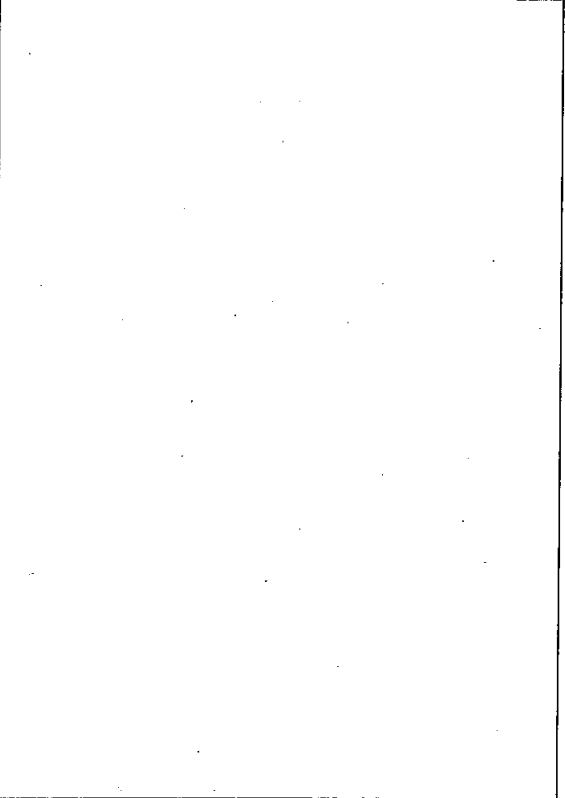
撮影日	年 月 日	No.
		

撮影日	年 月 日	No.
		

第4号様式 (その2)

撮影日	年 月 日	No.
		
撮影日	年 月 日	No.
		

第4号様式 (その2)

撮影日	年 月 日	No.
		
撮影日	年 月 日	No.
		

第5号様式

火災番号

質問調書(第 回)

表記の火災について、下記の者に質問したところ、任意に次のとおり供述した。

年 月 日

所 属

階級・氏名

印

供述者住所

供 述 者

職業

氏名

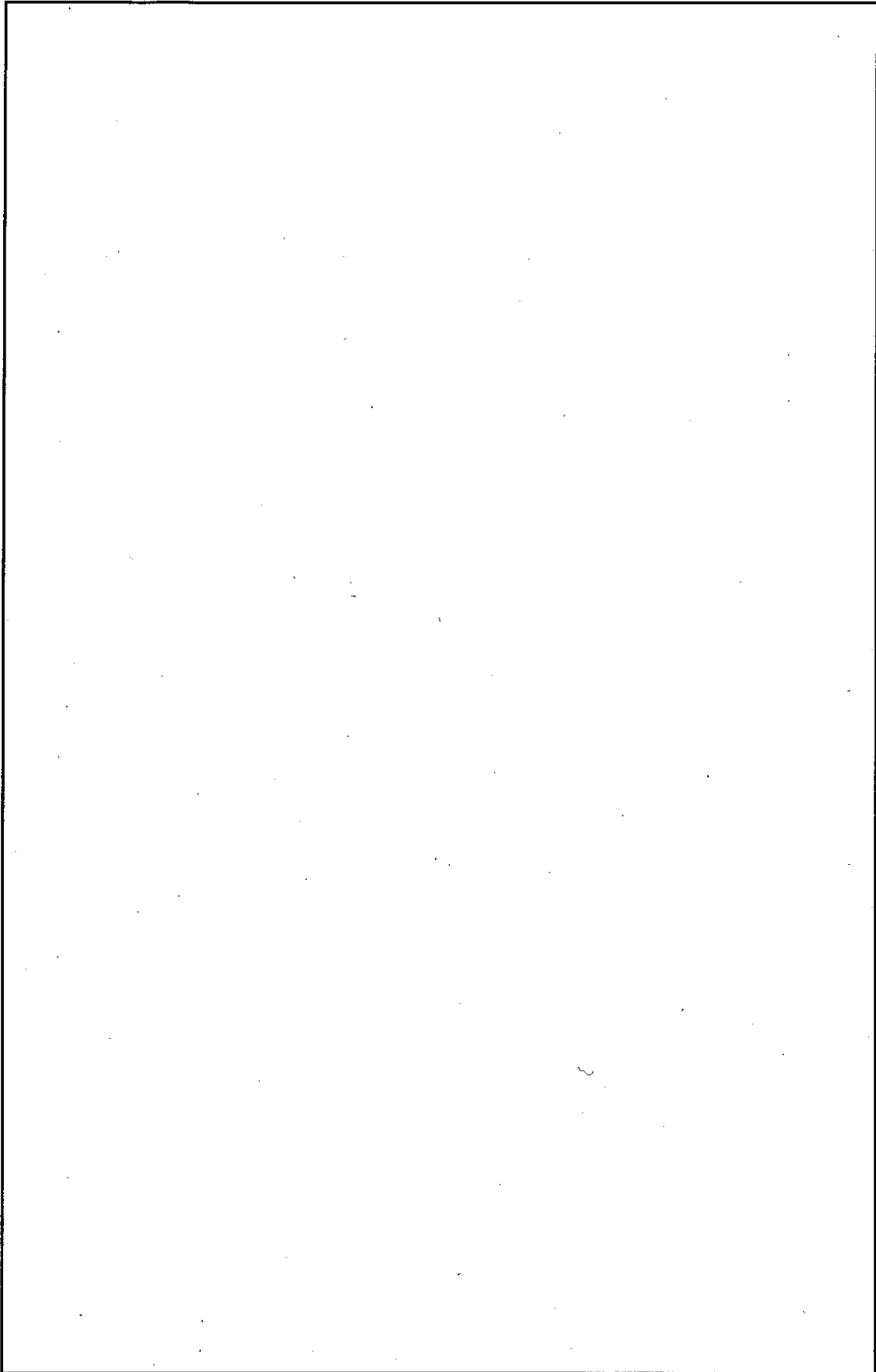
(歳)

質問日時

年 月 日 時 分 開始
年 月 日 時 分 終了

質問場所

続 紙 No.



火災原因判定書

表記の火災について、本職は次のとおり判定した。

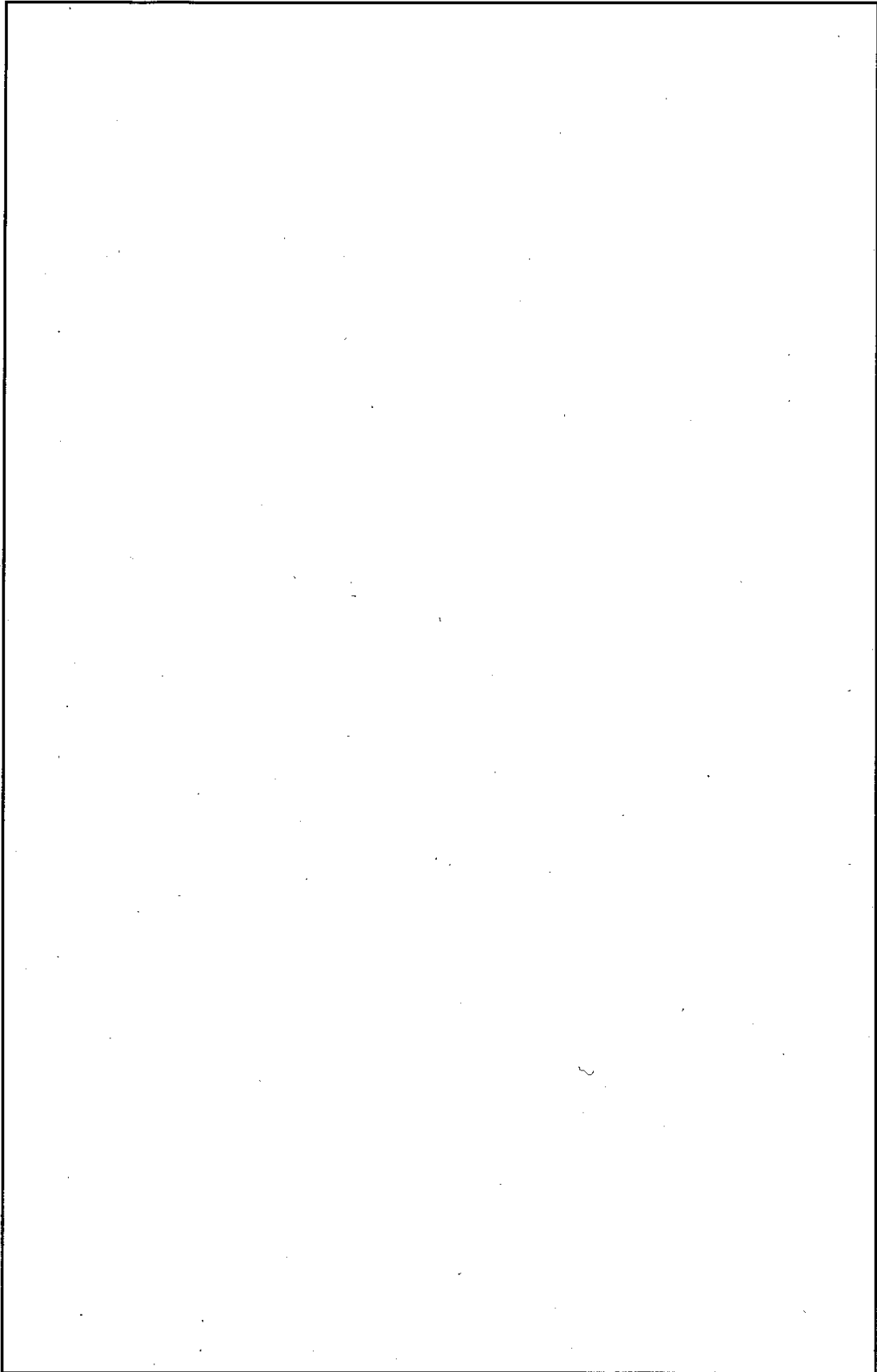
年 月 日

所 属
階級・氏名

印

記
載
内
容

--	--



火 災 損 害 算 定 書

表記の火災について、り災物件の損害額を次のとおり算定した。

年 月 日

所 属

階級・氏名

⑩

出火日時	年 月 日 時 分 ごろ				
出火場所	船橋市				
事業所名		業 態			
職 業 氏 名 生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生 (歳)		1.占有者 2.管理者 3.所有者		
全 損 害 状 況 (単位千円)					
建 物 損 害 額					
建 物 収 容 物 損 害 額					
車 両 ・ 船 舶 ・ 航 空 機 損 害 額					
林 野 ・ そ の 他 の 物 件 損 害 額					
総 損 害 額 合 計					
個 別 損 害 状 況 (単位千円)					
1	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡 (歳)	職 業
		建 物	建物収容物	車 両 ・ 船 舶 ・ 航 空 機	林 野 ・ そ の 他
		損 害 額 合 計			
		住 所		氏 名 ・ 年 齡 (歳)	職 業
		建 物	建物収容物	車 両 ・ 船 舶 ・ 航 空 機	林 野 ・ そ の 他
損 害 額 合 計					
2	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡 (歳)	職 業
		建 物	建物収容物	車 両 ・ 船 舶 ・ 航 空 機	林 野 ・ そ の 他
		損 害 額 合 計			
		住 所		氏 名 ・ 年 齡 (歳)	職 業
		建 物	建物収容物	車 両 ・ 船 舶 ・ 航 空 機	林 野 ・ そ の 他
損 害 額 合 計					
3	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡 (歳)	職 業
		建 物	建物収容物	車 両 ・ 船 舶 ・ 航 空 機	林 野 ・ そ の 他
		損 害 額 合 計			

4	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡	職 業
				(歳)	
		建 物	建物収容物	車両・船舶・航空機	林野・その他
		損 害 額 合 計			
5	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡	職 業
				(歳)	
		建 物	建物収容物	車両・船舶・航空機	林野・その他
		損 害 額 合 計			
6	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡	職 業
				(歳)	
		建 物	建物収容物	車両・船舶・航空機	林野・その他
		損 害 額 合 計			
7	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡	職 業
				(歳)	
		建 物	建物収容物	車両・船舶・航空機	林野・その他
		損 害 額 合 計			
8	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡	職 業
				(歳)	
		建 物	建物収容物	車両・船舶・航空機	林野・その他
		損 害 額 合 計			
9	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡	職 業
				(歳)	
		建 物	建物収容物	車両・船舶・航空機	林野・その他
		損 害 額 合 計			
10	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡	職 業
				(歳)	
		建 物	建物収容物	車両・船舶・航空機	林野・その他
		損 害 額 合 計			

11	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡	職 業
				(歳)	
		建 物	建物収容物	車両・船舶・航空機	林野・その他
		損害額合計			
12	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡	職 業
				(歳)	
		建 物	建物収容物	車両・船舶・航空機	林野・その他
		損害額合計			
13	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡	職 業
				(歳)	
		建 物	建物収容物	車両・船舶・航空機	林野・その他
		損害額合計			
14	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡	職 業
				(歳)	
		建 物	建物収容物	車両・船舶・航空機	林野・その他
		損害額合計			
15	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡	職 業
				(歳)	
		建 物	建物収容物	車両・船舶・航空機	林野・その他
		損害額合計			
16	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡	職 業
				(歳)	
		建 物	建物収容物	車両・船舶・航空機	林野・その他
		損害額合計			
17	占有者 管理者 所有者	住 所		氏 名 ・ 年 齡	職 業
				(歳)	
		建 物	建物収容物	車両・船舶・航空機	林野・その他
		損害額合計			

第8号様式

建築物災届出書

年 月 日

船橋市

あて

届出者 住 所
氏 名
職 業
電話番号

り災年月日	年 月 日	①り災物件と届出者との関係	占有者・管理者・所有者		
り災物件の所在地	船橋市				
② 建築・取得年月		③ 建築又は取得金額			
年 月		1坪当りの金額(円)	総取得金額(円)		
④ 取得後の経過					
修繕・改築	年 月	修繕・改築した箇所及び金額(円)			
増築	年 月	増築の概要及び金額(円)			
⑤ り災前の建物概要					
建物用途	屋根	外壁	階数	建築面積	延べ面積
				m ²	m ²
居住世帯数	世帯		居住人員	人	
⑥ 火災保険の契約状況					
契約保険会社		契約年月		保険金額(万円)	
備 考					

記載上の注意事項

(注意事項)

- 1 この届出は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この届出の提出がなければ、り災証明書を発行できない場合があります。
- 3 この届出は、り災した建物1棟ごとに1枚記載するものとし、原則として、り災した日から起算して7日以内に提出してください。

(記載要領)

①の欄

り災物件と届出者との関係は、あてはまるものを○で囲んでください。

②及び③の欄

建築・取得年月日及び金額の記載された書類等が残っている場合は、書類に記載されている年月及び金額を記載するものとし、焼失している場合は、推定年月及び金額を記載してください。

④の欄

建物を取得してから、り災するまでの間に修繕・改築又は増築をした箇所及び部分と、それぞれに要した金額を記載してください。

記載例

(修繕の場合) 2年前に台所のシステムキッチン(約20万円)

(増築の場合) 平成4年3月に東側の2階居室約10㎡(約125万円)

⑤の欄

建物用途欄は、住宅、共同住宅、店舗、倉庫、工場、店舗兼住宅のように実際に使用している用途を記載してください。なお、建築面積とは、建物の1階部分の面積をいい、延べ面積とは、建物の全体の面積をいいます。居住世帯数欄は、原則として生計を同じくする者を1世帯として記載してください。

(記載例)

建物用途	屋根	外壁	階数	建築面積	延べ面積
共同住宅	瓦葺	モルタル	2	49.5㎡	82.5㎡
居住世帯数	1世帯		居住人員	4人	

⑥の欄

契約対象欄は、火災保険証書に記載されている建物・家財等の保険対象を記載してください。

不明な点がございましたら次のところへご連絡ください。

(問い合わせ先) 船橋市消防局予防課 047(435)8651
船橋市中央消防署 047(435)8664
船橋市東消防署 047(464)1515
船橋市北消防署 047(438)2238

第9号様式

建物収容物り災届出書

年 月 日

船橋市

あて

届出者 住 所
氏 名
職 業
電話番号

り災年月日	年 月 日		り災物件と 届出者との関係	占有者・管理者・所有者		
り災物件 の所在地	船橋市					
世 帯 員	氏 名	年 齢	性 別	氏 名	年 齢	性 別
			男・女			男・女
			男・女			男・女
			男・女			男・女
品 名	数 量	損 害 別	購 入 年 月	購 入 価 格	備 考	
		焼・消・爆				
		焼・消・爆				
		焼・消・爆				
		焼・消・爆				
		焼・消・爆				
		焼・消・爆				
		焼・消・爆				
		焼・消・爆				
		焼・消・爆				
		焼・消・爆				
		焼・消・爆				
		焼・消・爆				
		焼・消・爆				
		焼・消・爆				
火 災 保 険 の 契 約 状 況						
保 険 会 社		契 約 者 氏 名	契 約 年 月	保 険 金 額		

品名	数量	損害別	購入年月	購入価格	備考
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			
		焼・消・爆			

注意事項

- 1 この届出書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この届出書の提出がなければ、り災証明書を発行できない場合があります。
- 3 この届出は、り災した建物1棟ごとに1枚記載するものとし、原則として、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 4 り災物件と届出者との関係欄は、当てはまるものを○で囲んでください。
- 5 世帯員の欄は、同居人も記入してください。
- 6 損害別の欄は、当てはまるものを○で囲んでください。
 - (1) 焼・・・火災によって焼損したものの又は煙によって汚れたもの
 - (2) 消・・・消火のために受けた水損、破損、汚損したもの
 - (3) 爆・・・爆発によって壊れたもの
- 7 購入年月、購入価格の欄は、必ず記入してください。
- 8 火災保険の欄は、必ず記入してください。(火災保険に加入していない場合は、「加入なし」と記入してください。)

* 不明な点がございましたら、次のところへご連絡ください。

(問い合わせ先) 船橋市消防局予防課 047(435)8651
 船橋市中央消防署 047(435)8664
 船橋市東消防署 047(464)1515
 船橋市北消防署 047(438)2238

第10号様式

車両・船舶・航空機り災届出書

年 月 日

船橋市

あて

届出者 住 所
氏 名
職 業
電話番号

り災年月日	年 月 日	り災物件と 届出者との関係	占有者・管理者・所有者	
り災場所	船橋市			
登録番号				
車両、船舶 航空機名				
年式・型式				
種 別				
用 途				
自家・事業別	自家用・事業用			
購入年月				
購入価格				
運転者又は 船長・機長				
積 載 物 の り 災 状 況				
品 名	数量	購入年月	購入価格	備 考
火 災 保 険 の 契 約 状 況				
保 險 会 社	契約者氏名	契約年月	保 險 金 額	

注意事項

- 1 この届出書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この届出書の提出がなければ、り災証明書を発行できない場合があります。
- 3 この届出書は、り災した日から7日以内に提出してください。
- 4 り災物件と届出者の関係の欄は、当てはまるものを○で囲んでください。
- 5 自家・事業別の欄は、当てはまるものを○で囲んでください。
- 6 購入年月、購入価格の欄は、必ず記入してください。
- 7 火災保険の欄は、必ず記入してください。(火災保険に加入していない場合は、「加入なし」と記入してください。)

* 不明な点がございましたら、次のところへご連絡ください。

(問い合わせ先)	船橋市消防局予防課	047(435)8651
	船橋市中央消防署	047(435)8664
	船橋市東消防署	047(464)1515
	船橋市北消防署	047(438)2238

林野・その他の物件り災届出書

年 月 日

船橋市

あて

届出者 住 所
氏 名
職 業
電話番号

り災年月日	年 月 日	り災物件と 届出者との関係	占有者・管理者・所有者
り災場所	船橋市		
り災物件	り災状況	価格	備 考
火 災 保 険 の 契 約 状 況			
保 険 会 社	契約者氏名	契 約 年 月	保 険 金 額

注意事項

- 1 この届出書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この届出書の提出がなければ、り災証明書を発行できない場合があります。
- 3 この届出書は、り災した日から7日以内に提出してください。
- 4 り災物件と届出者の関係の欄は、当てはまるものを○で囲んでください。
- 5 価格の欄は、必ず記入してください。
- 6 火災保険の欄は、必ず記入してください。(火災保険に加入していない場合は、「加入なし」と記入してください。)

* 不明な点がございましたら、次のところへご連絡ください。

(問い合わせ先) 船橋市消防局予防課 047(435)8651
 船橋市中央消防署 047(435)8664
 船橋市東消防署 047(464)1515
 船橋市北消防署 047(438)2238

死者発生状況調査書

表記の火災について、死者発生状況調査書を次のとおり作成した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

印

出火日時	年 月 日 時 分 ごろ		火災種別 ()	爆発 ()	表枚数	
出火場所	船橋市		火災	1. 爆発のみ 0. その他	/	
死者	職 業 氏 名	死者区分 ()		出 火 者 ()		
	生年月日	年 月 日 生 歳	1. 48時間 2. 30日	1. 本人 2. 他人 9. 不明		
	死亡日時	年 月 日 時 分 ごろ	性別 ()	1. 男 2. 女 9. 不明		
死者の発生した建物等	区 分 ()	業 態			防火対象物 (車両)の区分	
	1. 火元等 2. 類焼 3. 建物外	用 途				
	焼損程度 ()	構 造 ()		階 数	地上 () 地下 ()	
	1. 全焼 2. 半焼 3. 部分焼 4. ぼや					
	面 積	建築面積 ㎡	延べ面積 ㎡	焼損床面積 ㎡	焼損表面積 ㎡	
	防 火 管理	1. 選任(届出済み) 2. 選任(未届出) 3. 未選任 4. 一部未選任				
	消 防 計 画	1. 作成(適正・届出済) 2. 作成(適正・未届出) 3. 作成(不適正・届出済) 4. 作成(不適正・未届出) 5. 未作成(複数・一部) 6. 未作成(選任済) 0. 未作成(未選任)				
	避 難 誘 導	1. 実施(2回以上) 2. 実施(1回) 3. 実施(管理権原複数) 4. 実施(権原複数・1回のみ) 5. 実施(権原複数・一部含まない) 6. 実施(1回のみ・権原複数・一部含まない) 7. 実施無				
	消 火 訓 練	1. 実施(2回以上) 2. 実施(1回) 3. 実施(管理権原複数) 4. 実施(権原複数・1回のみ) 5. 実施(権原複数・一部含まない) 6. 実施(1回のみ・権原複数・一部含まない) 7. 実施無				
	統括防 火管理	1. 管理(選任、届出済) 全体計画(届出済、不適) 2. 管理(選任、届出済) 全体計画(届出済、不 3. 管理(選任、届出済) 全体計画(未届) 4. 管理(選任、未届) 全体計画(未届) 5. 管理(未届)				
	防対定期 点検制度	1. 点検報告対象 2. 点検報告対象外				
	防 炎 物 品	1. 義務有・未使用 2. 義務有・一部使用 3. 義務有・全部使用 4. 義務有・不明 5. 義務無・一部使用 6. 義務無・全部使用				
	消防用設備等の使用状況	1. 政令設置有・使用有	消火器具	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	
		2. 政令設置有・使用無	水噴霧等	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備	
		3. 政令設置無・使用無	自動火災報知設備	漏電火災警報器	非常警報設備	
4. 政令外設置有・使用有		避難器具	誘導灯	消防用水		
5. 政令外設置有・使用無		排煙設備	連結送水管	連結散水設備		
	非常コンセント設備	無線通信補助設備				

船消 第 号
年 月 日

様

船橋市

印

火災調査事項照会書

火災原因調査の資料として必要があるため、下記事項につき消防法第32条第2項の規定により照会いたします。

記

問い合わせ先	船橋市 担当者 電話 047- - -
--------	---------------------------

年 月 日

船橋市

あて

承諾者 住 所
職 業
氏 名
電 話

資 料 提 出 承 諾 書

火災原因調査のため、下記物件の鑑識、鑑定等の実施を承諾いたします。

なお、鑑識・鑑定等の実施後は、提出した資料を 返却・処分 してください。

記

* 返却時、提出された物件の復元はいたしません。

第15号様式(その1) 削除

第15号様式(その2) 削除

第16号様式

		第 年 月 日	号
様		船橋市	印
資料保管書			
出火日時	年 月 日 時 分 ごろ		
出火場所	船橋市		
建物名称等			
上記の火災につき、年 月 日 において、 下記物件を資料として保管しましたので、本保管書を交付いたします。 なお、物件返却時には本書を持参してください。 記			
品 名	数 量		
物件については、火災原因調査のため分解することがあります。 なお、調査終了後は 返却・処分 します。(返却予定日 年 月 日)			
処分承諾者	(資料提出者の氏名)		
返却	年 月 日		
	受領者氏名		
問い合わせ先	船橋市 担当者 電 話 047- -		

資料保管台帳			
出火日時	年 月 日 時 分ごろ		
出火場所	船橋市		
資料提出者	住所	職業	
	氏名	電話	
保 管 品	品 名		数 量
資料提出年月日	保管品の処理	返却予定年月日	返却年月日
年 月 日	返 却・処 分	年 月 日	年 月 日
経 過			
取扱者	所属	階級	氏名 ①
備考			

第18号様式

保 管 票	
火災番号	
出火日時	年 月 日 時 分 ごろ
出火場所	船橋市
提出者	住 所 氏 名
処 理	返 却 ・ 処 分
取扱者	所 属 階 級 氏 名
備 考	

第19号様式（その1）

第 号
年 月 日

船橋市消防局長 様

船橋市 消防署長

鑑 識 ・ 鑑 定 等 依 頼 書

火災原因調査のために必要があるので、下記事項について鑑識・鑑定等を依頼します。

記

件 名	
出火日時	年 月 日 時 分ごろ
出火場所	
鑑定物件等	(物件数)
採取日	年 月 日
火災概要	
鑑定依頼 目的事項	
添付書類	
問い合わせ先	船橋市 消防署 第 係 担当者 電 話 047- - (内線)

第19号様式（その2）

第 年 月 日 号

様

船橋市消防局長



鑑 識 ・ 鑑 定 等 依 頼 書

火災原因調査のために必要があるので、下記事項について鑑識・鑑定等を依頼します。

記

件 名	
出 火 日 時	年 月 日 時 分 ごろ
出 火 場 所	船橋市
鑑 定 物 件 等	(物件数)
採 取 日	年 月 日
火 災 概 要	
鑑 定 依 頼 目 的 事 項	
添 付 書 類	
問 い 合 わ せ 先	船橋市消防局 予防課 担当者 電 話 047-435-8651

火災調査書

年 月 日

船橋市 消防署長 様

船橋市 消防署 第 係
階級 氏名

㊟

次の火災について、原因及び損害の程度等を決定いたします。

火災番号		火災種別		火災	爆発	
火 元	出火場所	電話				
	所属コード	市	番所		町	
	事業所名		業態		用途	
	氏名		職業			
	生年月日	年 月 日 歳	火元区分	1 占有 2 管理 3 所有		

火 災 概 要

焼損概要						防火対象物 (車両)の区分	
出火時刻	年 月 日 曜日	時 分	ごろ (曜日番号)				
入電時刻	年 月 日 曜日	時 分	建物焼損程度				
指令時刻	年 月 日 曜日	時 分	1 全焼 3 部分焼				
現着時刻	年 月 日 曜日	時 分	2 半焼 4 ぼや				
放水時刻	署	月 日 時 分	団	月 日 時 分			
鎮圧時刻	年 月 日 曜日	時 分	消防機関からの距離				
鎮火時刻	年 月 日 曜日	時 分	×100%				
覚知方法	1 火災報知専用電話 (NTTを除く) 2 火災報知専用電話 (NTT加入) 3 火災報知専用電話 (携帯電話) 4 加入電話(固定電話) 5 加入電話(携帯 電話) 6 警察電話 7 駆け付け通報 8 事後聞知 9 その他						
発見者	住 所	氏 名	職 業	年 齢			
通報者				歳			
初期消火器具	番号	台 数	人 員	放水台数	主な水利	水利番号	
	署	台	人	台			
火災 警報	1 発令無	団	台	人	台		
	2 発令中	計	台	人	台		
用途 地域	1 第1種低層 2 第2種低層 3 第1種中高層 4 第2種中高層 5 第1種住居 6 第2種住居 7 準住居 8 近隣商業 9 商業 10 準工業 11 工業 12 工業専用 13 指定なし						
防火 地域	1 防火地域 2 準防火地域 3 その他の地域	特別 区域	1 石油コンビナート等特別防災区域 2 上記以外				
市 街 地	1 市街地 2 準市街地 3 その他	少量 危険 物等	1 少量危険物貯蔵取扱所 2 指定可燃物 3 その他	気 象	天候 () 風速 () 風向 () 気温 () 相対湿度 % 積雪 ()	℃ mm	

火 災 原 因 等

出火階数	地上 地下	階 階	発火源		経過		着火物	
出火箇所			出火原因	1 推定 2 判定 3 不明				

火 元 建 物 の り 災 前 の 状 況

工事状況	1 出火場所	2 防火区画内	3 出火区画外	階数	地下	階・地上	階	
構 造	1 木造	4 準耐火(非木造)		建築面積				㎡
	2 防火構造	5 耐火		延べ面積				㎡
	3 準耐火(木造)	6 その他						
法第8条及び法第8条の2関係事項等	区分	防火管理者	消防計画	避難誘導	消火訓練	統括防火管理	点検報告	防災物品
消防用設備等の設置状況								
住宅防火対策								

損 害 状 況 等

建 物	区分	火 元		延 焼		合 計			
		床面積 (㎡)	表面積 (㎡)	棟	床面積 (㎡)	表面積 (㎡)	棟	床面積 (㎡)	表面積 (㎡)
	全 焼								
	半 焼								
	部分焼								
	ぼ や								
	小 計								
	全 損	世帯	人	世帯	人	世帯	人		
	半 損	世帯	人	世帯	人	世帯	人		
	小 損	世帯	人	世帯	人	世帯	人		
	小 計	世帯	人	世帯	人	世帯	人		
	建 物	千円		千円		千円			
	収容物	千円		千円		千円			
	小 計	千円		千円		千円			
	林 野	千円		a		区画区分			
	車 両	千円		台		1 防火区画	2 防火壁		
	船 舶	千円		隻		3 住宅の特例区画			
	航空機	千円		機		4 消防法施行規則第13条			
	その他	千円				区画	5 界壁等		
	爆 発	千円		(損害棟数)	棟	(車両等数)	台		

死傷者住所氏名等

住所		氏名	性別	年齢	職業
死者				歳	
				歳	
				歳	
負傷者				歳	
				歳	
				歳	

死傷者状況(人)

区分	消防職員	消防団員	応急消火義務者	消防協力者	その他	
					自損	その他
死者						
負傷者	重症					
	中等症					
	軽症					
	30日死者					

負傷者の避難方法(人)

区分	自力避難			消防隊による救助	避難の必要なし	その他	合計
	施設	器具	その他				
0～5歳							
6～64歳							
65歳以上							

負傷者の区分(人)

区分		火炎にあおられる 高温の物質に接触	煙を 吸う	飛散物 ・擦過	放射熱	飛び 降り	その他
0～5歳	消火中						
	避難中						
	就寝中						
	作業中						
	その他						
6～64歳	消火中						
	避難中						
	就寝中						
	作業中						
	その他						
65歳以上	消火中						
	避難中						
	就寝中						
	作業中						
	その他						
合計							

個別損害状況① (損害額単位千円)

占有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
管理	建 物 構 造 又 は 焼 水 損 物 内 容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
所有	建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合 計 損 害 額

個別損害状況② (損害額単位千円)

占有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
管理	建 物 構 造 又 は 焼 水 損 物 内 容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
所有	建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合 計 損 害 額

個別損害状況③ (損害額単位千円)

占有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
管理	建 物 構 造 又 は 焼 水 損 物 内 容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
所有	建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合 計 損 害 額

個別損害状況④ (損害額単位千円)

占有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
管理	建 物 構 造 又 は 焼 水 損 物 内 容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
所有	建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合 計 損 害 額

備 考					
-----	--	--	--	--	--

個別損害状況 (損害額単位千円)

占有 管理 所有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
	建物構造又は焼水損物内容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合計損害額	

個別損害状況 (損害額単位千円)

占有 管理 所有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
	建物構造又は焼水損物内容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合計損害額	

個別損害状況 (損害額単位千円)

占有 管理 所有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
	建物構造又は焼水損物内容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合計損害額	

個別損害状況 (損害額単位千円)

占有 管理 所有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
	建物構造又は焼水損物内容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合計損害額	

火災調査報告書

年 月 日

船橋市消防局長 様

船橋市消防局

階級

氏名

㊟

次の火災について、原因及び損害の程度等を決定いたします。

火災番号		火災種別	火災	爆発	
火 元	出火場所	電話			
	所属コード	市	署所	町	
	事業所名		業態	用途	
	氏名	職業			
	生年月日	年 月 日 歳	火元区分	1 占有 2 管理 3 所有	

火 災 概 要

焼損概要					防火対象物 (車両)の区分	
出火時刻	年 月 日 曜日	時 分	ごろ (曜日番号)			
入電時刻	年 月 日 曜日	時 分	建物焼損程度			
指令時刻	年 月 日 曜日	時 分	1 全焼 3 部分焼			
現着時刻	年 月 日 曜日	時 分	2 半焼 4 ぼや			
放水時刻	署	月 日 時 分	団	月 日 時 分		
鎮圧時刻	年 月 日 曜日	時 分	消防機関からの距離			
鎮火時刻	年 月 日 曜日	時 分	×100m			
覚知方法	1 火災報知専用電話 (NTTを除く) 2 火災報知専用電話 (NTT加入) 3 火災報知専用電話 (携帯電話) 4 加入電話(固定電話) 5 加入電話(携帯 電話) 6 警察電話 7 駆け付け通報 8 事後聞知 9 その他					
	住 所		氏 名	職 業	年 齢	
発見者					歳	
通報者					歳	
初期消火器具	番号	台 数	人 員	放水台数	主な水利	水利番号
	署	台	人	台		
火災 警報	1 発令無	団	台	人	台	
	2 発令中	計	台	人	台	
用途 地域	1 第1種低層	2 第2種低層	3 第1種中高層	4 第2種中高層		
	5 第1種住居	6 第2種住居	7 準住居	8 近隣商業	9 商業	
	10 準工業	11 工業	12 工業専用	13 指定なし		
防火 地域	1 防火地域	2 準防火地域	特別 区域	1 石油コンビナート等特別防災区域		
	3 その他の地域			2 上記以外		
市 街 地	1 市街地	少量 危険 物等	1 少量危険物貯蔵取扱所		気 象	天候 () 風速 ()
	2 準市街地		2 指定可燃物			風向 () 気温 ()
	3 その他		3 その他			相対湿度 % 積雪 ()

火 災 原 因 等

出火階数	地上 地下	階階	発火源		経過		着火物	
出火箇所				出火原因				1 推定 2 判定 3 不明

火元建物のり災前の状況

工事状況	1 出火場所	2 防火区画内	3 出火区画外	階数	地下	階・地上	階	
構造	1 木造	4 準耐火(非木造)		建築面積				㎡
	2 防火構造	5 耐火		延べ面積				㎡
	3 準耐火(木造)	6 その他						
法第8条及び法第8条の2関係事項等	区分	防火管理者	消防計画	避難誘導	消火訓練	統括防火管理	点検報告	防災物品
消防用設備等の設置状況								
住宅防火対策								

損 害 状 況 等

	区分	火 元		延 焼		合 計			
		床面積 (㎡)	表面積 (㎡)	棟	床面積 (㎡)	表面積 (㎡)	棟	床面積 (㎡)	表面積 (㎡)
建	全 焼								
	半 焼								
	部分焼								
	ぼ や								
	小 計								
物	全 損	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人
	半 損	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人
	小 損	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人
	小 計	世帯	人	世帯	人	世帯	人	世帯	人
	建 物	千円		千円		千円		千円	
収容物	千円		千円		千円		千円		
小 計	千円		千円		千円		千円		
林 野	千円		a		区画区分				
車 両	千円		台		1 防火区画	2 防火壁			
船 舶	千円		隻		3 住宅の特例区画				
航空機	千円		機		4 消防法施行規則第13条				
その他	千円				区画 5 界壁等				
爆 発	千円		(損害棟数)		棟	(車両等数)		台	

死傷者住所氏名等

住所		氏名	性別	年齢	職業
死者				歳	
				歳	
				歳	
負傷者				歳	
				歳	
				歳	

死傷者状況(人)

区分	消防職員	消防団員	応急消火義務者	消防協力者	その他	
					自損	その他
死者						
負傷者	重症					
	中等症					
	軽症					
	30日死者					

負傷者の避難方法(人)

区分	自力避難			消防隊による救助	避難の必要なし	その他	合計
	施設	器具	その他				
0～5歳							
6～64歳							
65歳以上							

負傷者の区分(人)

区分		火炎にあおられる 高温の物質に接触	煙を 吸う	飛散物 ・擦過	放射熱	飛び 降り	その他
0～5歳	消火中						
	避難中						
	就寝中						
	作業中						
	その他						
6～64歳	消火中						
	避難中						
	就寝中						
	作業中						
	その他						
65歳以上	消火中						
	避難中						
	就寝中						
	作業中						
	その他						
合計							

個別損害状況① (損害額単位千円)

占有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
管理	建 物 構 造 又 は 焼 水 損 物 内 容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
所有	建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合 計 損 害 額

個別損害状況② (損害額単位千円)

占有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
管理	建 物 構 造 又 は 焼 水 損 物 内 容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
所有	建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合 計 損 害 額

個別損害状況③ (損害額単位千円)

占有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
管理	建 物 構 造 又 は 焼 水 損 物 内 容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
所有	建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合 計 損 害 額

個別損害状況④ (損害額単位千円)

占有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
管理	建 物 構 造 又 は 焼 水 損 物 内 容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
所有	建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合 計 損 害 額

備 考

--

個別損害状況 (損害額単位千円)

占有 管理 所有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
	建物構造又は焼水損物内容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合計損害額	

個別損害状況 (損害額単位千円)

占有 管理 所有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
	建物構造又は焼水損物内容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合計損害額	

個別損害状況 (損害額単位千円)

占有 管理 所有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
	建物構造又は焼水損物内容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合計損害額	

個別損害状況 (損害額単位千円)

占有 管理 所有	住 所		氏 名	年 齢	職 業
				歳	
	建物構造又は焼水損物内容				建築面積 (㎡)
					延べ面積 (㎡)
建物損害額	収容物損害額	車両等損害額	林野・その他の損害額	合計損害額	

火災調査簡易報告書

表記の火災について、本職は次のとおり判定した。

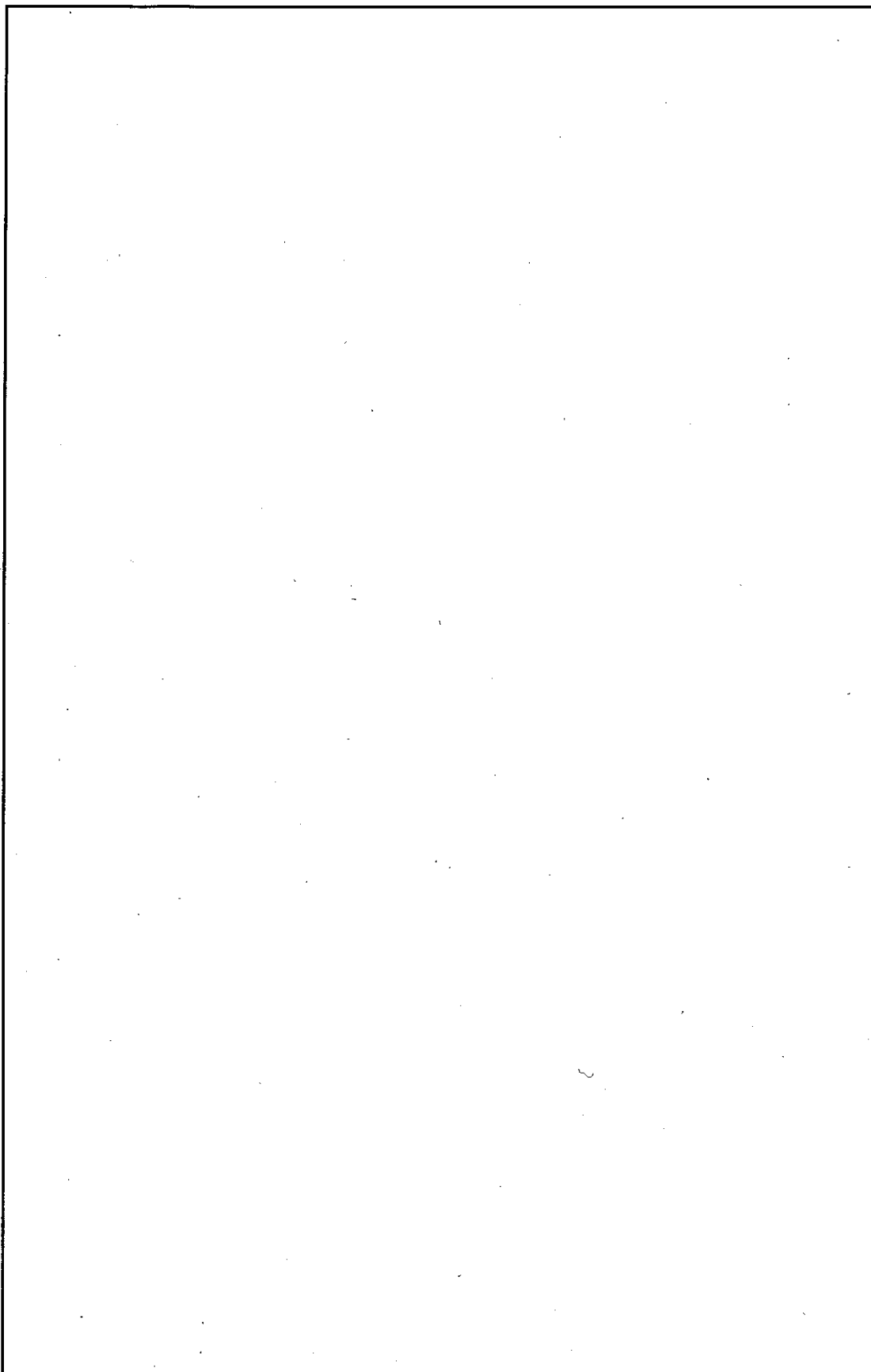
年 月 日

所 属

階級・氏名

印

見分日時	年	月	日	時	分	開始
	年	月	日	時	分	終了
見分場所	船橋市					
立会人	職業	氏名			(歳)	
図面作成者	階級	氏名			図添付	
写真撮影者	階級	氏名			枚貼付	



り災証明願

り災年月日	年 月 日
り災場所	船橋市
り災建物又は物件	
<p>上記事実に相違ないことを証明願います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
窓口に来た人 (申請人)	住所 氏名
証明を必要とする人	住所 氏名
窓口に来た人と証明を必要とする人との関係	本人・同居の親族 その他()
証明書提出先	
あて	

り災証明書

り災年月日	年 月 日
り災場所	船橋市
り災建物又は物件	
<p>上記事実と相違ないことを証明します。</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

鑑識・鑑定等結果書（第 回）

表記の火災の資料 について、鑑識・鑑定等
 を実施した結果は次のとおりである。

年 月 日

所 属

階級・氏名

印

実 施 日 時	年 月 日 時 分 開始
	年 月 日 時 分 終了

実 施 場 所	
---------	--

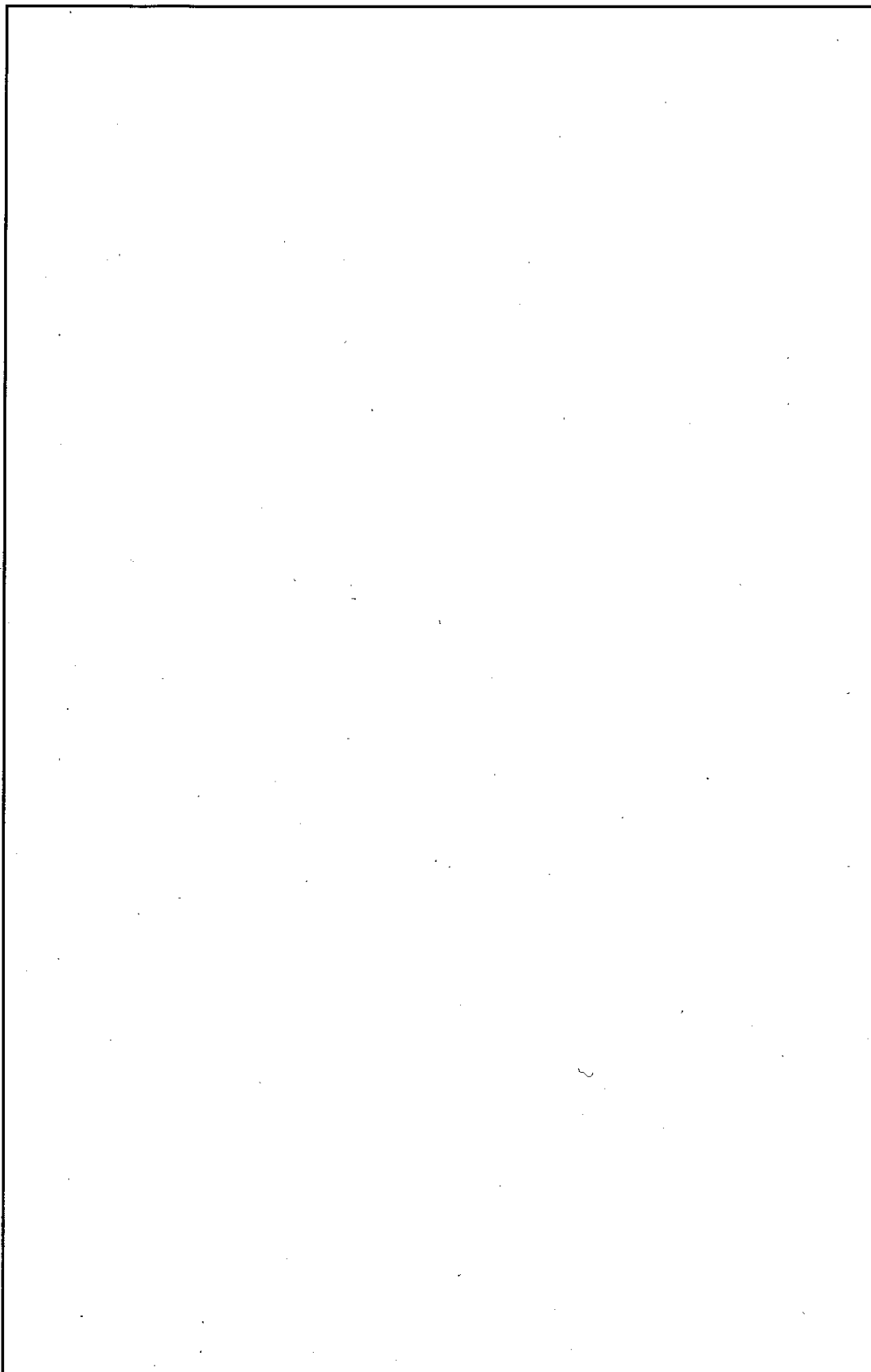
物 件 名	
-------	--

立 会 人	

図 面 作 成 者	階級	氏名	図貼付
-----------	----	----	-----

写 真 撮 影 者	階級	氏名	枚添付
-----------	----	----	-----

--



鑑 識 ・ 鑑 定 等 写 真 書

年 月 日

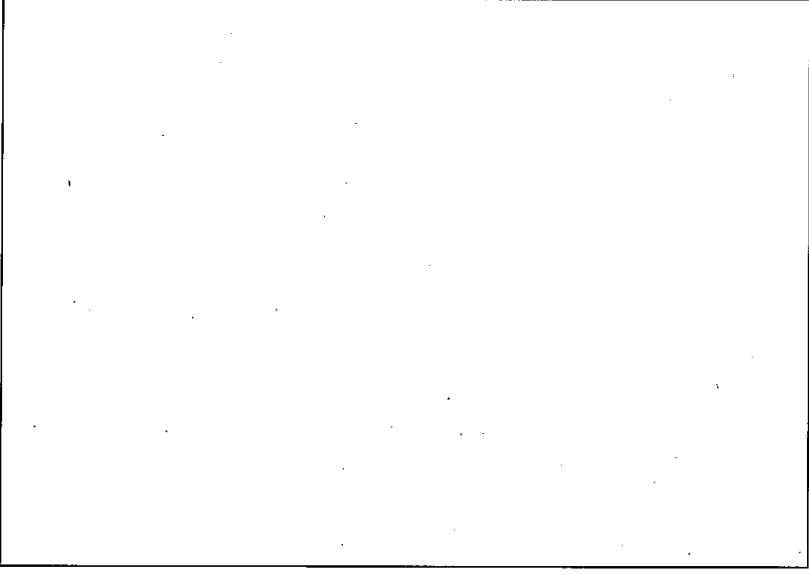
撮影者 所 属
階級・氏名

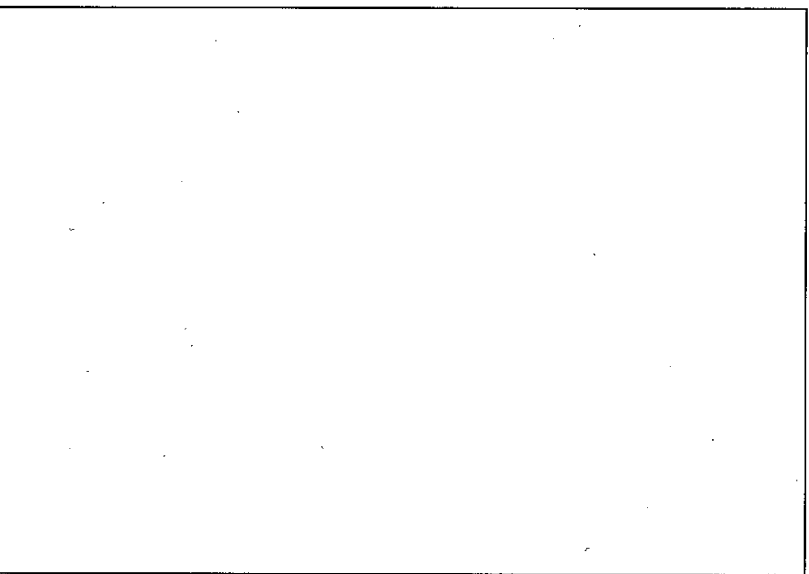
印

出火日時	年 月 日 時 分 ごろ
出火場所	船橋市
名 称	
氏 名	職業 氏名 (歳)


写真No. ~No. を第27号様式 (その2) に貼付する。

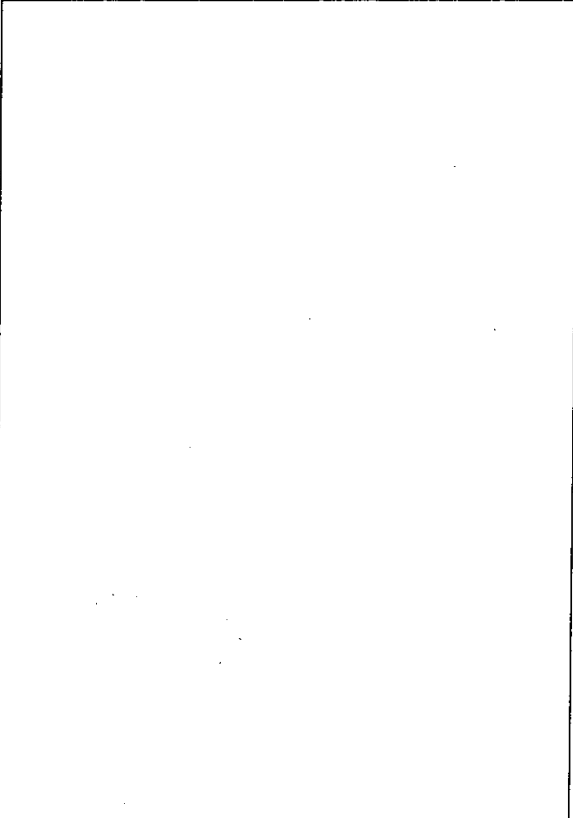
第27号様式(その2)

撮影日	年	月	日	No.
				

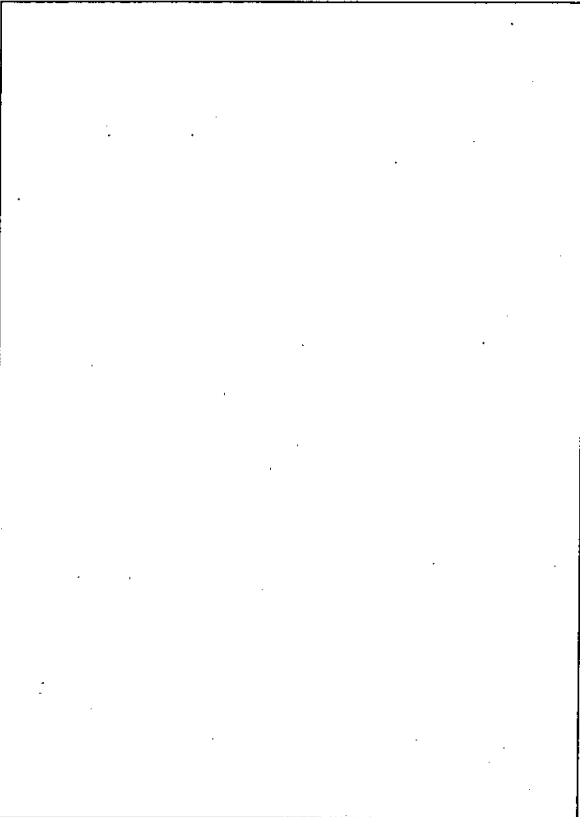
撮影日	年	月	日	No.
				

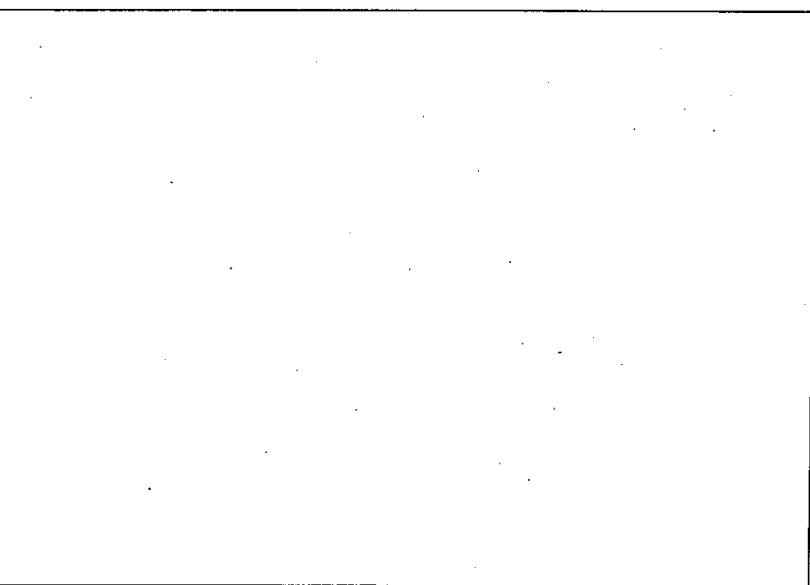
第27号様式(その2)

撮影日	年 月 日	No.
		

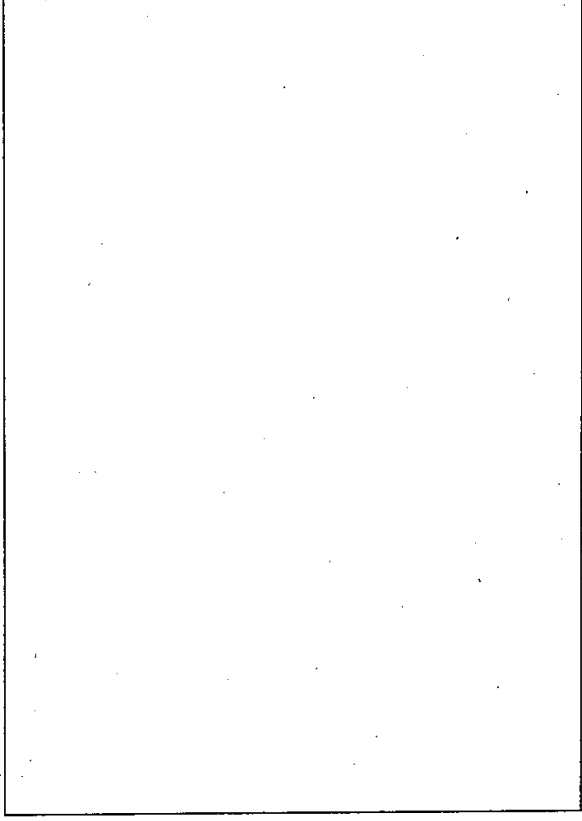
撮影日	年 月 日	No.
		

第27号様式(その2)

撮影日	年 月 日	No.
		

撮影日	年 月 日	No.
		

第27号様式(その2)

撮影日	年 月 日	No.
		
撮影日	年 月 日	No.
